

亀山市告示第70号

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

別表生後36月に至るまでの者であって麻疹又は風しんの予防接種を受けたものの項中「8,974円」を「9,072円」に改め、同表生後36月に至るまでの者であって混合の予防接種を受けたものの項中「12,479円」を「13,515円」に改め、同表生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって麻疹又は風しんの予防接種を受けたものの項中「7,570円」を「7,668円」に改め、同表生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって混合の予防接種を受けたものの項中「11,075円」を「12,111円」に改める。

「請求者

(保護者) 〒

亀山市

フリガナ

氏名

印

電話番号

( ) 」

様式第1号中

「請求者(保護者)

〒

住 所

を フリガナ

に改める。

氏 名

印

電話番号

」

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の  
助成金の交付から適用する。